

「取引所株価指数証拠金取引に関する約款」の一部改正について

下線部変更  
(平成26年4月28日)

現 行	変 更 後
第1条～第4条 (省 略)	第1条～第4条 (現行通り)
第5条 (本取引の資格要件) (省 略)	第5条 (本取引の資格要件) (現行どおり)
2 (省 略)	2 (現行どおり)
(1)～(8) (省 略)	(1)～(8) (現行どおり)
(9) (新 設)	<u>(9) 純資産が50万円以上であること。</u>
(以下省略)	(以下現行通り)
附則 本規定は、 <u>平成25年12月2日</u> より施行する。	附則 本規定は、 <u>平成26年4月28日</u> より施行する。